

老人居宅生活支援事業に係る老人福祉法の手続きについて

1 老人福祉法上の事業

以下の事業を行う場合は、介護保険法の手続きと併せて老人福祉法の手続きが必要です。

老人福祉法上の事業		介護保険法上のサービス
老人居宅生活支援事業	老人デイサービス事業 特養等併設の場合	地域密着型通所介護 (介護予防) 認知症対応型通所介護 第1号通所事業※
	小規模多機能型居宅介護事業	(介護予防) 小規模多機能型居宅介護
	認知症対応型老人共同生活支援事業	(介護予防) 認知症対応型共同生活介護

※第1号通所事業と通所介護を同一の事業所において一体的に運営する場合は、新潟県に届出が必要です。

2 必要となる手続き

(1) 事業を開始する場合

届出様式	添付書類	提出期限
第1号様式 開始届	登記事項証明又は条例 ※	あらかじめ

※ 介護保険法の指定申請と同時に提出する場合、どちらか一方に添付すればよい。

(2) 変更事項が生じた場合

変更事項	届出様式	添付書類	提出期限
事業の種類及び内容の変更	第2号様式 変更届	なし	変更日から 1ヶ月以内
法人名及び主たる事務所の所在地の変更			
主な職員（管理者又は施設長）の変更			
事業を行おうとする区域の変更			
事業所・施設等の名称及び所在地			
事業所・施設等の種類 ※1			
入所定員・登録定員・入居定員 ※2			

※1 老人デイサービス事業のみ。

※2 小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活支援事業のみ。

(3) 廃止又は休止する場合

届出様式	添付書類	提出期限
第3号様式 廃止（休止）届	なし	廃止・休止日の 1ヶ月前まで

3 提出方法

厚生労働省「電子申請届出システム」により、介護保険法の申請・届出と併せて提出。

※ 介護保険法の各申請・届出メニューの「添付書類アップロード」の「他法制度に基づく届出書類アップロード」で老人福祉法の届出を添付可能。